

意見書

「福島原発事故の損害賠償の法理と精神的損害の賠償の在り方」

平成25年9月30日

渡路剛久



一 はじめに

1 前例のない福島原発事故被害に対して、損害賠償法はどう対応すべきか。

福島第一原子力発電所事故による被害は、「被害の広範性、継続性・長期性、深刻性・全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」において、まさに前例のないものである（小島延夫「福島第一原子力事故による被害とその法律問題」法律時報83巻9・10号25頁以下、吉村良一「原発事故被害の完全救済をめざして—「包括請求論」をてがかりに」馬奈木昭雄弁護士古稀記念『勝まで戦う』共栄書房、2012年、87頁以下、神戸秀彦「原発被害と損害賠償—『避難指示損害』の賠償との関連でー」清水誠先生追悼『日本社会と市民法学』日本評論社、2013年、171頁以下など。なお、2012年12月提訴の福島地いわき支部原発訴訟など原発訴訟の訴状もまた、「被害の広範性、継続性、深刻性・全面性」を強調している。）。

2 まさに、福島原発事故は前例のない、想像を絶した被害を引き起こし、かつ引き起こしつつある。従来の損害賠償法の固定した視点と枠組みからこの問題にアプローチしても、解は容易には得られないであろう。

しかし、被害者の侵害された権利の回復のために、解は与えられなければならない。被害の実態把握がいかに重要かについて多くの教訓を残し、あるいは新たな教訓を示している公害や薬害事件を想起し（すなわち、公害は「被害に始まり被害に終わる」）、その先例から学び、原発被害においても被害に始まることを強調しつつ再確認しなければならない。

3 もっとも、原発事故が収束せず、かつ原発被害が継続し、その終期がみえない現在、原発事故の損害賠償の法理は、中間的なものにならざるを得ない。浪江町が提起した、ADR指針（原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」における精神的損害について）に対する異議申し立てや、紛争審査会の中間指針や東電基準に基づく損害賠償ではない新たな損害論を主張している多くの福島原発訴訟が進むにつれて、この前例のない被害の全貌がしだいに明らかにされ、それに応じた新たな損害賠償の法理が固まっていくのではないか、と思われる（先頃、飯館村・長泥地区住民が、原子力紛争解決センターに対して被ばく慰謝料や水道料等の増加費の賠償申し立てをしたのに対して、センターが肯定的な和解方針を示したことは、そのような法理の進展の一環であろう）。

したがって、この意見書も中間的な見解にすぎないことをお断り申し上げておきたい。

二 原発被害の実態と原発事故損害論

1 従来の損害論

（1）従来、不法行為損害論に大きな影響を与えた損害論としては、交通事故損害賠償論

と公害・薬害損害賠償論とがあり、なお、生成途上で議論が停止した損害論ではあるが、水害損害賠償論がある。

(2) 交通事故損害賠償法は、交通事故による人身損害が実際上中心となる領域であるが、1960年代に始まったモータリゼーション以後、きわめて多数の事故が発生し、多数の個別事故の個別被害につき、最高裁を含む司法判断がなされ、学説を含めて、損害賠償の法理が形成されてきた。

その特徴は、差額説の立場に立ち、人身損害を個別の損害項目に区分し、個別の損害項目につき、加害行為がなかったならばあったであろう金銭的な状態から加害行為があったことによって現実にある金銭的な状態の差額を損害ととらえ、損害賠償の範囲については相当因果関係説の立場に立って（民法416条の類推適用の立場や相当性・合理性などの基準を立てる立場などがある）、賠償額を算定する方式である。

具体的には、人身損害を財産的損害と精神的損害とに区別し、財産的損害については、現実にかかった費用を賠償する積極的損害と、得られたであろう利益（逸失利益＝差額）を賠償する消極的損害とに分け、精神的損害は慰謝料として賠償する、損害賠償法の仕組みである。損害を個別損害項目に分解し、その損害額を証明できる財産的損害については、原則としてその証明に基づく額を損害賠償の対象とし、証明ができない精神的損害のような損害については、おおむね定額的な基準（裁判官の裁量によることになるが、相場が形成されている）によるものである。

このような賠償方式は、交通事故賠償方式とか個別的算定方式などと呼ばれるが、圧倒的多数の交通事故事件が司法判断を受け、多数の最高裁判例が出されていることがあって、この方式が不法行為損害賠償法の原則と考えられている。しかし、交通事故という単発的、個別的、そして限定的な加害の態様に応じた損害論であることに注意する必要がある。

(3) これに対して、1970年代頃から、公害・薬害・労災事件等に関する損害賠償訴訟が提起されるようになり、集団的に生じた不法行為事件において、人身損害を各損害項目に分割することなく、一括的に、あるいは逸失利益による差を考慮することなく一律的に、さらには全損害を包括的に評価する包括的算定の方式が用いられるようになった。

これは、人身損害を個別の損害項目に分けず、一つの非財産的損害としてとらえ、個別的損害評価においては金銭化の有力な数字的な根拠となる逸失利益などの損害費用の主張・立証を必要とすることなく、生命侵害とか身体被害の重症度（ランク）に

応じて、総額で損害賠償を算定するものである。

この方式は、個別的算定方式が内包していた立証の困難と訴訟の遅延を防ぎ、被害者間の収入差による賠償額の格差を是正し、多数被害者の集団訴訟を実際上可能とし、さらに、個別的損害論では損害賠償の対象とならなかった被害を包括的損害評価の要素に含められるという利点を有している。

(4) 以上のように、公害・薬害・労災事件では、主として集団的に生じた人身損害の賠償が争われたが、物的・財産的損害については、同じく1970年代頃から水害訴訟が提起されるようになり、少なからず裁判例が出され、物的・財産的損害の賠償論が論じられるようになった。水害は（公害による農業被害のケースでも同様の場合があるが）、交通事故による物的損害のケースとは異なって、被害者の生活基盤そのものを破壊し、広範かつ複合的な被害を生じさせることが少なくない。たとえば、ある判決はこう指摘した（加治川水害訴訟に関する新潟地裁1975年7月12日判決、判例時報783号3頁）。

「洪水灾害は、被害者の生活基盤そのものを破壊する被害の甚大性を特徴としている」「その被害の中には、財産的損害として金銭的評価の可能なものもあるが、それが不可能なものもある。また金銭的評価が一応可能であってもそれが困難であるものあるいはそのような評価を行うことが不自然なものもある。さらには、洪水による損害は多様多岐にわたっていてこれを枚挙することは不可能に近く、またこれら個々の損害の集積がこれらを総合した損害と同一であるとは必ずしもいえない」（同趣旨を述べる裁判例は他にもある。淡路『不法行為法における権利保障と損害の評価』有斐閣、1984年、206頁以下参照）。

そうして、水害訴訟判決の中には、個別的損害の算定を厳格につらぬことなく、家庭生活の利益侵害そのものを損害としてとらえ、包括的損害評価を取り入れたものもあらわれた。しかし、最高裁（大東水害訴訟に関する最高裁1984年1月26日判決、民集38巻2号53頁）が、国の河川管理上の特質（財政的・技術的・社会的制約）を強調して、国の河川管理上の賠償責任を狭く限定する解釈を示したことにより、水害被害損害論の議論は停止した。

本件福島原発事故の被害は、全体としてみると、水害被害をはるかに超える広範性、重大性、深刻さがあるが（放射能被ばくの恐怖、避難生活の長期性、地域コミュニティや家庭生活の破壊など）、類似性もあり（家庭生活の破壊、不動産などの財物被害、精神的損害など）、個別的損害評価と包括的損害評価を組み合わせるなど、水害被害賠償論を参考にすべき点もあることが指摘されている（吉村良一・前掲論文、神戸秀彦・前掲論文など）。

(5) 後に述べるように、本件原発被害の実態をみると、①従来型の個別算定方式に基づ

いて損害項目を個別具体的に立証することは、著しく困難であり、不可能に近い損害が少なくないこと、②本件のような加害類型では、被害が多岐多様にわたることや被害者が多数となることもある、個別的算定方式に基づき個別的損害費目の立証をしたのでは、長期間を要し、ADRあるいは訴訟が著しく遅延すること、さらに、③仮に個別的算定方式に基づき個別的な損害費目の立証ができたとしても、その集積が被害者の被った総体的、複合的な損害と同一とは限らないことが、指摘されなければならない。

したがって、公害・薬害や、水害訴訟において認められてきた包括的算定方式を損害の特徴に応じて適切な形で導入することが不可欠だと思われる（吉村良一教授は、前掲論文で、本件原発事故被害の著しい特徴とされる、被害規模の大きさ、被害の継続性・長期性、地域社会の崩壊と生活の根底からの破壊などから、原発事故被害の完全救済をめざした損害賠償論を『包括請求論』をたがかりに展開されている。）。

なお、交通事故賠償方式（個別的損害評価）と公害・薬害賠償方式（包括的算定方式）とが一つの損害賠償法のもとでどう論理的、整合的に位置づけられるかについて、私は、かつて、損害賠償法の理念として原状回復の理念と生活保障をあげ、当事者による立証の要否と裁判官の創造的役割とを損害額の算定の法技術として位置づける考え方として、評価段階説を提唱した（淡路・前掲『不法行為法における権利保障と損害の評価』）。

2 福島原発事故が提起する実態のあるがまま被害の把握（実態のあるがまま損害論）と原状回復・生活再建賠償論

（1）福島原発事故によって引き起こされた被害は、先に述べたように、その被害規模の大きさ・広範さ、被害の継続性と長期性、生活および地域社会の根底からの破壊などにおいて、比類のない被害である。

もちろん、個別被害については、交通事故被害や公害・薬害・労災被害と共に通の特徴もある。また、交通事故賠償方式の個別的算定や公害・薬害方式の包括的算定を適用ないし応用できる被害もある。

しかし、その被害を全体としてみた場合に、その実態の全貌は明らかではないとはいえ、交通事故賠償モデルでも、公害・薬害賠償モデルでも解決できない被害の広範性、継続性、長期性、深刻性がある。

したがって、そのような被害を損害賠償の対象となる損害として捉えることができるかどうかを検討するためには、まずは、民法・不法行為法上の通説的損害賠償範囲論である交通事故賠償方式と結びついた相当因果関係説・差額説の固定した枠組みからみるのではなく、実態として存在する被害をそのまま損害として把握する必要があ

ろう（これを実態のあるがまま損害論と呼んだが、かつて裁判例上あらわれた後遺症についてのあるがまま判決とは異なる）。

この点で、すでに述べてきた包括請求論の被害実態に対するアプローチが参考にされてよいと思われる。

(2) これまで福島原発事故の被害については、多くの調査、聞き取り等が行われ、またADRへの申立や訴訟の提起がなされてきた。

そこで明らかにされてきた原発被害の特徴、従来の損害論にストレートには乗りにくい原発被害として特徴づけられるものとしては、次のようなものを指摘できよう（もちろん、このほかにも、営業損害、就労不能等による損害、いわゆる風評損害、そのほか自治体が被った損害など、重要な被害があることはいうまでもない）。

ア 第1は、放射能被ばくの恐怖感・深刻な危惧感、被曝に起因するその他の精神的苦痛である。

これには、浪江町住民のように、避難途上の数日間、SPEEDIなどによる汚染情報が与えられなかつたため、高濃度汚染地域を避難し続けたことによる被ばくの恐怖もあるし（避難中の恐怖感—後に述べる、（飯舘村長泥地区住民のように）情報が与えられず、かつ避難区域の指定が遅れたために高濃度汚染地区への滞在を余儀なくされた

「4日間についての恐怖」、それとは別の、被曝による、「漠然とした不安」にとどまらない、将来にわたる深刻な健康被害の危惧感）、高濃度汚染地区に一定期間居住し続けたことによる被曝の恐怖感・深刻な危惧感（とりわけ、将来にわたっての健康被害の恐怖感・深刻な危惧感）、被曝に起因するその他の精神的苦痛（被曝を理由とする差別、偏見による精神的苦痛など）がある。

この精神的苦痛について、浪江町民からの申立書には、以下のように指摘されている（以下、申立書から引用するが、それぞれの引用箇所について、その後作成された被害実態調査報告書により、さらにその被害実態が自由記載による町民の生の声とともに明らかになっている（早稲田大学大学院法務研究科浪江町支援プロジェクト質問紙調査班『浪江町被害実態報告書』参照。また、とくにその自由記載からは、包括的算定方式の示す妥当性に関連してすでに述べた『被害の相互関連』も明らかになっている。）。

—「福島第一原子力発電所3、4号機が爆発した14日及び15日は雨と雪に見舞われ、放射性物質を付着させながら津島地区に降り注いだ。この間、多くの町民は沿岸部よりも避難先の津島地区の方が汚染されているとも知らずに、屋外において、炊き出し等に従事したり、並んで配給を受けるなどをしており、避難民の中でも特に多量の被曝を余儀なくされることとなつた。これは、浪江町民に過剰な被曝とその事

実を知ることで不要な心理的負荷をもたらすこととなった。」(申立書17頁)

－「また町民たちは、爆発の恐怖（上記の通り、爆発音が聞こえた避難所もあった。）や被曝による急性症状だけでなく、低線量被曝の有無やその影響についての不安にも駆られていた（もちろん、その恐怖は現在まで続いている。）。放射線は目に見えないしよく分からない。自分が被曝したのかも、被曝したとしてそれがどのような影響があるのかも分からないのであるから、徒に恐怖感が募っていくのである。」「人間などの生物が放射線によりどのような影響、特に健康影響を被るのかについては様々な意見が存在しており、その結果、どの程度までの放射能レベルなら安全かあるいは甘受すべきかをめぐっては深刻な論争が存在する。特に放射線被曝による人体影響の有無に関する様々な見解は、一般人にはきわめて分かりにくい。長期的影響の有無や閾値の存否といった問題も実証データの不足や政策的なバイアスにより、何を信じてよいのかにわかれには判断が困難である。自分はどうなってしまうのだろう、子どもに悪い影響はないだろうか、将来結婚をして子どもを産んでも大丈夫なのか、といった、先行きの見えない不安の苦痛は想像を超えるものがある。」（申立書18頁）

また、とくに、子どもへの影響について、申立書は下記のように主張している（申立書66頁以下）。

－「(ア) 被曝による身体的影響

被曝による身体的影響について、一般に、甲状腺機能低下、甲状腺癌を中心とした各種癌、白血病、染色体異常等の遺伝子変異、先天性疾患等の可能性が言われているところであるが、子どもは大人と比べて、放射線感受性が高く、放射線誘発性発がんに対する感受性も高いだけでなく、体重あたりの分時換気量が大人より多いので、大人より大量の放射性物質を吸引するために体内被曝を受けやすいといわれている（甲80）。

このように、子どもは、被曝によって、大人よりも身体に大きな影響を受けることから、将来、甲状腺癌に罹患する等被曝による身体的影響が現れるおそれは大きい。

また、子どもは、大人と比べて、被曝による心理的ストレスにより、心の症状のみならず身体的症状も現れやすく、子どもの成長や発達の妨げになり得る。

(イ) 被曝による精神的影響

成長の過程にある子どもにとって、本件事故によって引き起こされた放射能による被曝等の環境汚染に曝露されることは、その後の精神的な成長、発達に極めて深刻な影響を及ぼす危険性があるといえる。

子どもは、本件事故による被曝のために、「いつか自分は癌に罹るのでないか」

等、将来に亘って常に被曝による身体的影響のおそれを抱え続けて生きていかなければならぬのであって、将来の健康状態に対する不安は特に大きい。

また、将来、産まれてくる自分たちの子どもに遺伝子変異、先天性疾患等の被曝による影響が現れることをおそれ、子どもが、将来、結婚、出産に消極的になってしまふこともあり得る。

(ウ) 被曝による差別・偏見

平成24年7月、公益財団法人日本生態系協会会長の池谷奉文氏が、福島第一原発事故の影響に関する講演において、「放射能雲が通った地域の人々は結婚しない方がいい。結婚して子どもを産むと奇形発生率が上がる」と発言したことが、差別発言として報道等で問題となっており（甲81）、被曝したことがすでに差別・偏見の対象とされていることは明らかであるが、子どもたちは、将来、ずっとこのような差別・偏見と闘つていかなくてはならない。

(エ) 屋外活動の制限による影響

本件事故による被曝のおそれがあることから、子どもたちは外で遊んだり、屋外活動を自粛することが多くなった。再開した浪江小学校、中学校においても、屋外活動について、平成23年度は実施せず、平成24年度からも一日数時間を実施するのみである。

そのため、調査結果によれば、福島県の子どもの体力、運動能力は大きく低下している（甲82）うえに、福島県の子どもは男女ともに4つの年齢区分において全国一肥満傾向が高くなっている（甲83）。また、福島市の保育園では本件事故後に偏平足の園児が本件事故前の2.5倍に増えている（甲84）等、子どもの身体に対し、深刻な影響を与えていている。

そして、屋外活動の制限は、子どもに対し、これらの身体的な影響だけでなく、精神的な影響も与えている。実際に福島大学が福島市の子どもを対象に行った調査では、抑うつ状態の子どもが増加しているとの結果が出ている（甲85）。

(オ) 検査対象

被曝によって、前述のとおり、将来、甲状腺癌に罹患したり、染色体に異常が現れる等のおそれがあることから、子どもたちは被曝量検査、甲状腺検査、染色体検査（甲86）、全遺伝調査（甲87）等の対象とされ、また積算線量の調査のためガラスバッヂを常時身につけ、本件事故がなければ受ける必要性のなかった様々な検査等も受けなければならなくなってしまった。」

また、申立人から平成25年9月30日に提出された被曝に関する準備書面には、被曝による精神的苦痛について、以下のような指摘もある（同準備書面9頁）。

「これら（注：町民への差別、偏見、嫌がらせ等）の中には、将来にわたる健康被害への不安から、差別や偏見が生じているものもあるが、それだけではなく、健康

被害以外の面から差別や偏見が生じているものもある。とりわけ子どもや未成年者については、被ばくによる健康被害がすぐには明らかにはならないことや、これから結婚、出産を控え、遺伝等についても心配しなければならないことからすれば、このような差別、偏見の問題はより深刻なものとなる。確かに、このような差別、偏見については差別、偏見をする者が悪いという面があることは否定できないが、一方で実態のよくわからない被ばくについてこのような差別、偏見が生じてしまつてもやむを得ない面もある。そして、本件事故で被ばくさえしなければこのような問題が起きなかつたことを考えれば、差別、偏見についても精神的損害は東電が賠償すべきと考える。」

また、同準備書面には、損害として、以下の点も指摘されている（9頁以下）。

－「今回の地震において、地震発生から4日後である3月15日に浪江町が二本松市へ全町避難するまでの間、東電から浪江町に原発事故について連絡を受けることは一度もなかつた。これは明確に通報連絡協定に違反している。そして、ただ単に通報連絡協定に違反しただけではなく、通報連絡協定に違反したことによって浪江町の町民は3日間情報を与えられず不安な状況にさらされた。さらに、情報が伝えられなかつたことによって不要な被ばくを受けることにもなつた。これらは当然慰謝料の対象となるべきである。」

イ 第2に、避難所・仮設住宅等で避難生活を余儀なくされ、帰還できない間の精神的損害がある。

たとえば、申立書は、仮設住宅や借り上げ住宅の現状を紹介した上で（申立書30頁）、避難生活において、避難住民が一様に受けている、深刻な精神上、物質上、生活上の深刻な影響や不利益を次のように指摘している（申立書61頁以下）。

－「(ア) 仮設住宅等の狭さ

50坪、100坪という単位の土地上の広い建物で、2世代、3世代で生活することが当たり前であった浪江町民にとって仮設住宅等は狭く、町民のストレスになっている。特に、家族が離れないように避難生活を送っている町民においては、就寝時には食卓を除けて布団を敷き、足を押入れに入れて寝るという不便さを強いられている（甲29、32）ほか、一世帯が二戸並びで入居し、食事や入浴の際に各戸を出入りしていることから、雨天時にはその都度濡れる、などの生活上の被害も被っている。借り上げ住宅においても、物件の選択肢が少なかつたことから、同様に狭い中での不便な生活を強いられている者もいる。

(イ) 寒さ・暑さ

また、町民には今回の震災で職を失った者も多く（甲49）、電気代や燃料費を気にして、エアコンを効果的に使用しなかつたり、冬でも暖房器具の使用を控えざるを

えない状況にある（甲 68）。

夏場には熱中症患者が出ているし、冬場は浪江とは全く異なる気候で、いままでしたこともない雪かきをする必要に迫られている（甲 32：聞き取り調査結果 3）。

特に、仮設住宅の壁は断熱性が低く、夏は暑く、冬は寒い（甲 32、69）。冬場には水道が凍結し生活に支障をきたしている（甲 70）ほか、冬場は家の壁が結露してしまい、拭いても拭いてもカビが出てくるような状況であり、子どもの健康に影響を与えないかと親が心配するほどの状況である（甲 29、32）。

（ウ）仮設住宅等の不都合

スーパーなどの生活関連施設が近くにない仮設住宅等もあり、自動車を所有していない町民（特に高齢者）は、定期バス等で買い物に行くなどするしかなく、好きなときに買い物にも行けない（甲 29）、仮設住宅等が建てられている敷地に閉じ込められているような感覚である。

震災や震災関連死で家族を亡くした（平成 25 年 4 月 30 日現在、震災による死亡 182 名、震災関連死 264 名：甲 1-3）町民も多くいるが、葬儀・火葬を済ませても、納骨ができない。仮設住宅等で遺骨を置いたままで生活し、そのこと自体に心を痛める町民もいる（甲 69、73）。

また、仮設住宅の居住スペースに入る扉の外側には、防寒室（甲 31）があるものの、その施錠は一般的の窓の内鍵のようなもので施錠するしかないため、一度内鍵を閉められてしまうと外からは解錠できず（甲 71）、また介護が必要な高齢者がいる場合には、安全が心配で家族が外出できないか、または高齢者を家に閉じこめる結果となってしまっている（甲 73）。

（エ）遮音性の低さ

仮設住宅の環境として特にひどいのは、隣家や室内での壁の薄さである。そもそも、仮設住宅に使用されている世帯間間仕切り用の素材は通常の住宅に使用されるものではない（甲 25～27、33）。これによって多くの町民が隣家からのプライバシーのなさや家族内でのプライバシーのなさを感じ、ストレスになっている（甲 30、32）。隣家の喧嘩の声が聞こえる、子どもが聞かなくてもいいような音が聞こえてしまう、トイレの音を聞きながら食事をするということが日常的に起こっている（甲 71）。

子どもアンケートの結果でも、または日常の声でも、子どもたちからは、「自分の部屋が欲しい」とか、「家族の音が聞こえてきて勉強に集中できない」という声が多数上がっている（甲 50）。プライバシーのない状況であらゆる生活音に晒されることは、子どもの自我形成に大きく影響するし、ネガティブな影響を受けてしまった場合には回復することができない性質のものである。

ウ 仮設住宅等での生活

（ア）無力感

仮設住宅等に入居している者の多くは、震災で職を失い、毎日することもなくただただ朝起きて、テレビを見て、食事をして、夜寝るという生活サイクルを繰り替えしていることに、言いようのない無力感を感じている（甲 32、40）。

仮設住宅等はあくまで「仮設」であり、土地や近隣住民に対する愛着も湧きづらく、時折開催されるイベントに参加したり、周辺を散策したりするというモチベーションも持てないのである。

元の町に帰れるのかわからない、帰れないなら帰れないと宣言して欲しいという声は、こうした無力感から発せられるものであり、先のことを考えられないために、将来に向けた具体的な目標を持てず、行動ができないのである。

（イ）喪失感

浪江町にいた頃は、多くの町民が野菜を作るなど畠での作業を趣味としており、栽培や収穫物の交換を楽しんでいたが、仮設住宅等ではそういったこともできず、趣味までも奪われてしまっている（甲 32）。

浪江町にいた頃は家族も多く、食事を作るのにも作りがいを感じることができた。しかし、避難の過程で他の家族と離れて暮らさざるを得なくなり、夫婦二人になってしまったという町民は、そういった楽しみも失ってしまい、出来合いのものだけで食事を済ますようになってしまった。

このように、町民たちは日々のささやかな楽しみまでも奪われてしまったのである。

（ウ）社会的劣等感

せめてもの気分転換に外に出て散歩でもしようかと思うが、地元の住民の視線が気になり、それすらもできないという町民も多い。一部の声ではあるが、被災者が一人当たりつき 10 万円の現在の賠償金を受領していることすら、非難する声がある。仮設住宅等に避難している住民はそのような声に過剰に敏感になってしまい、本当だったら外に出て働くなければならない時間帯にふらふらしていると思われるのを意識し、萎縮てしまっているのである（甲 32）。

もうひとつの例としては、いわきナンバー（浪江町からの避難者はいわきナンバーの自動車に乗っていることが多い）というだけで周囲から「避難者」という異質な視線を向けられると感じている者もあり、日常生活の中で社会的な劣等感を抱いている（甲 30、32）。

ただ、多くの仮設住宅は公共の施設や運動場などの敷地に建設されており（甲 24）、そのような場所に仮設住宅を建てて住まわせてもらっているという意識も町民は持っている（甲 32）。それが利用できない地元民にも迷惑がかかっており、自分がその立場だったらと思うと、批判することすらできず、町民はジレンマを抱えている

（エ）家族との別離

仮設住宅に入居している町民の多くが、家族との別離を経験している。避難の過

程で家族がバラバラになってしまった。若い世代や、家族を養っていかなければならない父親等は、震災による失職後は、仕事があれば県外や遠方でも移住や単身赴任をせざるをえない。

子どもと母親だけが仮設住宅に入り、父親は県外で単身赴任しているという家庭は珍しくないし、逆に被曝の不安から母子が県外に避難し、父親だけが県内で単身赴任をしている家庭も多数ある。従来のコミュニティとの結びつきが強く、新しい土地で人間関係を一から作り上げることが大きな負担になる高齢者は仮設住宅に残されるという状況も生じている。結果として、家族が家族としての共同体を維持することができなくなり、従来の家族形態が分断されてしまった（以上に関して、甲4-1、30、32、41、64）。

(オ) 孤立感

特に借上げ住宅では、家族の仕事や就学等の理由から、借上げ住宅に入居せざるを得なかつた高齢者等は、日中は家族が仕事や学校に行っており、一人きりで、話相手もなく、近隣には知人友人もいないため、孤立した生活を送っている。また、賠償金に対する非難を避けるために、避難者であることを隠すように生活をしている者もあり、地域のコミュニティにはなじめず、孤立感にさいなまれる日々を送っている者が多い。前記のように仮設住宅は浪江町で町民たちが住んでいた居宅とは比較にならないほど狭く、しかも密集している。また、同じ浪江町からの避難者とはいえ、元に住んでいた集落の単位とは無関係に入居しているため、同じ仮設住宅に居住していても知り合いは少なく、近所に住んでいる人々がどのような人物がわからない（聞き取り調査結果4）。浪江町の町民にとっては今までと全く異なる隣人関係を強いられていることになり、そのうえ隣家との壁が薄くプライバシーもない（甲4-1、71）。

(カ) ストレス・精神的不安定・身体への影響

頻発する余震の恐怖と放射線被爆への不安、この先どうなるのかわからない不安を抱えたうえ、上記のような過酷な状況に置かれ、町民たちの多くは、ストレスから不眠や精神安定剤を服用している状態である（甲29、32、40、41、76）。

また、浪江町民の生活習慣病に関する数値（血圧・中性脂肪・コレステロール・BMI）はこの2年間で悪化しており、これは仮設住宅でのストレス、職業を失ったことによる可処分時間（無目的な時間）の過剰増加によるものと思われる（甲14、40、72、77）。

(キ) 生活費用の増加

浪江町にいた頃は、ほとんどの家庭が家庭菜園（畑）を持っており、野菜に関しては大部分を自家栽培や隣家からの融通でまかなえていた（甲32）。

また、「浪江町水道事業給水条例」において給水区域の指定をしているところ（甲78）、当該給水区域外の住民は井戸水や自然水を利用していた。町によると、平成23

年3月11日時点では、少なくとも618世帯、1715人が給水区域外に居住していたとしており、当然このような家庭は水道代もほとんどからなかった（甲30、79）。

ところが、仮設住宅には庭もなく、水道代は有料である。その結果、食費や光熱費が上がってしまい、その分家計のやりくりに影響を及ぼしている。

（ク）気候の違い

浪江町は比較的温暖な気候で、平野部は冬場も雪が積ることはほとんどなかつたが、仮設住宅の場所によっては冬場は雪かきが必要なほど雪が積む地域もあり、気候が異なる（甲29、30、32、67）。

気候の違いという、町民が毎日不可避的に肌で感じる違和感がまた、町民の心を浪江町に引き戻し、浪江町に帰れない現実とのギャップにより町民は板ばさみの苦しみを味わっている。」

また、申立書は、子どもへの影響も深刻であることを述べている（申立書32頁以下、同69頁以下）。

－「(4) 子どもへの影響

ア 学校の閉鎖・統合・移設

（ア）浪江町立小学校

本件事故前、浪江町には、浪江小学校、幾世橋小学校、請戸小学校、大堀小学校、苅野小学校、津島小学校の町立小学校6校が存在していたが、現在は、二本松市内の廃校舎（旧二本松市立下川崎小学校）を利用して、6校を統合する形で平成23年8月に再開した、浪江小学校二本松仮校舎1校だけとなっている。

（イ）浪江町立中学校

本件事故前、浪江町には、浪江中学校、浪江東中学校、津島中学校の町立中学校3校が存在していたが、現在は、二本松市内の廃校舎（旧二本松市立針道小学校）を利用して、3校を統合する形で平成23年8月から再開した浪江中学校二本松仮校舎1校だけとなっている。なお、浪江中学校二本松仮校舎の体育館は、平成23年7月までは東日本大震災による死者・行方不明者等の遺留品と津波により被災した「思い出の品」の縦覧場所として使用されていた。

（ウ）浪江町内の県立高校

本件事故前、浪江町内には、福島県立浪江高等学校、福島県立浪江高等学校津島校の県立高校2校が存在していたが、浪江高等学校は平成23年5月から安達、好間のサテライト校で再開し、その後平成24年4月からは本宮市内の福島県立本宮高等学校内の仮設校舎に移設され、浪江高等学校津島校は二本松市内の福島県立安達高校内の仮設校舎に移設されている。

イ 児童・生徒数の減少

（ア）本件事故前後の浪江町立小学校の児童数

浪江町立小学校の平成 23 年度在籍予定者数は、浪江小学校 530 名、幾世橋小学校 110 名、請戸小学校 83 名、大堀小学校 148 名、苅野小学校 177 名、津島小学校 49 名の合計 1097 名であった（甲 34）のに対し、本件事故後に唯一再開された浪江小学校二本松仮校舎の児童数は、再開時の平成 23 年 8 月は 28 名、平成 24 年度 29 名、平成 25 年度 17 名のみとなっている（甲 35、75）。なお、浪江小学校の新入生の数は、平成 22 年度 74 名、平成 23 年度 4 名、平成 24 年度 2 名、平成 25 年度 0 名と、大幅に減少している（甲 36）。

（イ）本件事故前後の浪江町立中学校の生徒数

浪江町立中学校の平成 23 年度の在籍予定者数は、浪江中学校 391 名、浪江東中学校 184 名、津島中学校 32 名の合計 607 名であった（上記甲 34：児童生徒に対する実態調査結果）のに対し、本件事故後に唯一再開された浪江中学校二本松仮校舎の生徒数は、再開時の平成 23 年 8 月は 33 名、平成 24 年度には 49 名、平成 25 年度 43 名と、大幅に減少している（甲 35、75）。

（ウ）本件事故前後の浪江町内の県立高校の生徒数

福島県立浪江高等学校の生徒数は、本件事故前の平成 23 年度在籍予定者 数は 298 名であったのに対し、本件事故後の生徒数は平成 24 年度 76 名、平成 25 年度 40 名に減少している。

また、福島県立浪江高等学校津島校の生徒数は、本件事故前の平成 23 年度在籍予定者数は 61 名であったのに対し、平成 24 年度は 44 名、平成 25 年度は 38 名に減少している（甲 37）。」

－「d 転校等による環境の変化

子どもにとって、生活の中心である学校を転校することは、極めて大きな環境の変化であるところ、転校先での新しい環境に馴染むことができずに、不登校となってしまった子どもが多くいる（甲 90）。当然にその子を心配する保護者や祖父母等もあり、その家庭内の精神的苦痛は計り知れない。

また、本件事故前、浪江町内の学校に通っていた子どもは、ほとんどが浪江町内の自宅から通学していたのであって、通学時間も考慮された学区内の学校へ通っていた。しかし、本件事故後の避難場所については、経済的理由等から自由に選択できるものとは限らず、子どもの意思に関係なく避難場所から転校先・移設先の学校までの通学を強いられている状況のため、通学時間が著しく増加している子どもが多くおり、平成 23 年 12 月時点で、13 便、216 名がスクールバスで通学していた（甲 4、71）。特に、主要な避難場所である仮設住宅を建設するためには遊休状態の広い土地が必要であったことから、仮設住宅は公共交通機関が整備されていない立地であることが多く、また、二本松市内で再開した浪江小学校、浪江中学校は廃校舎を使用しており、もともと児童・生徒が少なくなってしまった地域にあるため、子ど

もの通学にはとても不便な立地である。

また、高校のサテライト校が統合されたことに伴い、親元を離れて寄宿舎となつた旅館の一室で複数人の共同生活を強いられる子どもや、寄宿舎生活に不安のある場合等は、避難先から片道 2 時間以上をかけてバスを乗り継ぎ通学してくる子どももいた。

そして、浪江高等学校、浪江高等学校津島校については、二本松市内の他の高校の敷地内に建てられた仮設校舎を使用しているため、登下校時や校庭、体育館を使う際には他校の生徒に気を使わなければならなかつたり、生徒数が少ないため他校の生徒から好奇の目で見られたりしている（甲 4、71）。」

さらに、申立書は、避難住民の家庭生活も、深刻な被害や影響を被っていることを指摘している（72頁以下）。

－「(イ) 家庭生活について

a 家族の崩壊

本件事故により、家族が別れて生活することを余儀なくされたため、子どもは、離れて暮らす保護者等から必要な躾や助言等を受けることが出来なかつたり、家族団欒の時間が失われたことによって、子どもの成長、発達にとって大切な家族内のコミュニケーションの機会が奪われてしまった。

b 住環境の変化

浪江町の子どもは、本件事故前は、家族が先祖代々受け継いできた浪江町の広大な土地と自然のもとで暮らしてきたが、本件事故後は、体育館等の避難所や仮設住宅、借り上げ住宅等で生活することを余儀なくされている。

体育館等の避難所には個人はもとより家族だけのスペースさえもなく、仮設住宅や借り上げ住宅は家族だけのスペースではあるが、浪江町にある自宅よりも狭いことが多く、子どもが一人でいたい時に一人でいられる部屋やスペースがない状況である（甲 31、25～27）。

特に思春期等多感な年ごろの子どもにとっては、友達との電話内容を家族に聞かれてしまう等個人のプライバシーを守ることができず、また、見たくないもの聞きたくないものから逃げることができずに見聞きしなければならないという環境は、大変なストレスであり、子どもの健全な成長、発達を阻害する原因にもなり得る（甲 71）。

c 家庭の経済的不安

本件事故によって生じた家庭の経済的不安によって、子どもが家庭の経済状況を慮って遠慮したりすることにより、本件事故前まで行っていた習い事、部活、趣味等をやめたり、本来は進学を希望していたにもかかわらず、親に経済的負担を掛けないように就職を希望したり、中には家庭の経済的困窮を目の当たりにして、自分

の将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれてしまっている子どももいる。

d 家族の精神的苦痛

本件事故により、子どもの家族も多大な精神的苦痛を受けているところ、子どもは、大人（特に家族）の精神的苦痛やストレスを敏感に感じ取ることによって、不安や恐怖を感じたり、家族に気を使うことによって自分を表現できなくなってしまう危険性がある。」

さらに、平成25年9月30日提出のコミュニティ破壊に関する準備書面には、損害として以下のような指摘もある（同準備書面2頁）。

一「人は、地域における諸活動を通じて、常に外界や他者との接触・交流における相互作用や社会的な活動による属性の影響を受けながら、他者との複雑なネットワークであるコミュニティにおける集団との関係性の中で、自己を実現し、人格・アイデンティティを段階的に形成、確立、発展、維持させていくのであり、コミュニティは、個々の人間が人間らしく生きていくために重要かつ不可欠の要素なのである。」

これはすなわち、後に述べる、人格の形成、発展の側面から見た「平穏生活権」の侵害という損害について指摘である。

以上、申立書及び準備書面が主張する損害を部分的に引用したが、中間指針において交通事故賠償基準（その中でも、自賠責基準）のあてはめがなされ、批判の対象となっているのは、これらの損害についての評価である。以上の引用ですでに明らかなどおり、福島原発事故による避難生活は、交通事故による入院生活とは著しく異なつており、したがって、交通事故・自賠責基準をあてはめるのではなく、被害の実態としてのあるがままを反映させた精神的損害の賠償が求められているのである。

ウ 第3に、財産的損害であっても、本件原発被害においては、差額説による金銭評価ないし市場原理によったのでは、被害の回復ができない損害がある。

事故前居住していた地域社会（地域コミュニティと呼ばれている）に戻れないことによる土地・家屋に関わる損害がそれである。原状回復と生活再建のためにどのような賠償が必要か、が問われているのである。

もっとも、本意見書は、本件原発被害によって引き起こされた精神的損害の賠償の在り方について論じているので、ここではこれ以上論じないことにする。

エ 第4は、家族・地域生活の破壊と喪失の損害である。

福島原発訴訟の原告側やその他の原発訴訟で新たな損害論として強調され、経済学者や社会学者らによって被害の実態を踏まえて強調されている新たなタイプの原発被

害である（たとえば、大島堅一・除本理史『原発事故の被害と補償—福島と人間の復権』大月書店、2012年、除本理史『原発賠償を問う』岩波ブックレット、岩波書店、2013年）。

申立書は、すでに引用した「家族との別離」等によるコミュニティの分断の他に、高齢者への影響、とりわけ健康面への影響を以下のように指摘している（申立書72頁）。

－「(5) 高齢者への影響、健康面への影響

ア 世帯破壊

先にも述べたように、浪江町では3世代同居程度は当たり前であり、自宅で家族の介護を受けながら生活している高齢者も多かった。しかし、震災により自宅から避難し、避難所、仮設住宅借上げ住宅に住まざるを得なくなり、そのような形での生活は不可能になった。そのため、介護が困難になった結果、高齢者は高齢であるにもかかわらず単独世帯での生活を余儀なくされるか、施設入所を余儀なくされるなどの状況となり、本来必要のなかった世帯破壊と、生活環境の変化を強いられることとなった（甲38）。

イ 健康状態の悪化、認知症等の悪化

また、高齢者は仮設等での生活で、これまでの生活を破壊され、食環境等も大きく変わった結果、健康状態に著しい悪影響を受けている。

浪江町の高齢者は、これまでには日中は畠仕事などをして体を動かし、古くからの近隣住民と交流し、食事は自分で耕作した野菜や米、また近所からもらった野菜などを調理し食べ、コミュニティの中で、また十分な自然に囲まれ生活をしていた。

これまで農作業等で体を動かしていたものが、仮設等の生活ではそのような生活も奪われた。また、これまで近隣住民と密接に関わりながら生活していたものが、そのような関わり、交流も奪われてしまった。

すなわち、コミュニティを破壊され避難した結果、これまでの濃厚な人間関係も奪われ、日常の会話も減少し、交流関係も著しく狭いものとなった。

このように日常生活が著しく不活性化していった結果、高齢者の活力が奪われていった。このことが、高齢者の健康状態の悪化を招いている。

たとえば要介護認定者数の数をみると、要支援1～2、要介護1～3の程度の認定数が顕著に増加している（甲39）。

これは、これまで支援、介護の必要がなかった層、または必要はあってもその程度が軽微であった高齢者の健康面等に悪化が生じ、支援が必要になったことを示している。そしてこの状況は、今日に至るまで改善の様子はない（甲40～42）。

また、浪江町では高齢者は隠居しつつ自立した生活を送っていたが、避難後は他の世代と一緒に生活になり、このこともストレスを生じさせている（避難生活では、

介護者のストレスを発散させる場もない。)。これまで孫とも同居し関わっていたが、そのような関わりを奪われた高齢者も多い。また、同居者としては、高齢者を残して出かけるときには、避難先で地理が分からず行方不明になると困るので、出歩かないように鍵を締めざるをえない等のこともあります、このような積み重ねから共同生活が最終的に困難になり、高齢者が施設に入らざるを得なくなったという事例も見られている。このような高齢者は、避難生活がなければ、在宅生活が可能であったはずの高齢者である。

さらに、食生活については、これまでと異なり外食や食材を購入する事が増えたため(買うと高いからと、無理に節約している高齢者もいる。)、偏った食生活となり、それは健康状態にも影響を及ぼしている。

健康診断結果を震災前と比較すると、血圧では震災前に比べると、どの年代でも要指導、要医療が増えており、特に震災後の平成23年に、要医療者割合が高くなっている。平成24年は減少傾向となったが、特に40代～70代の要医療者の割合が高くなっている。また中性脂肪についても、要指導者が増加している(なお、お酒や甘いもので数値が高くなると言われる。)。コレステロールも要指導者が増加している傾向がある。血糖も、どの年代に関しても要指導者の伸びが大きい傾向にある。

この結果からは、震災後の食生活等の変化で生活習慣病になる確率は高くなる被災者が多いのではないか、また、震災の影響により眠れない等で血圧が高くなっている等の要因も十分に考えられる状況である。コレステロール、中性脂肪に関しては、たとえば①浪江町では野菜を作つて食べていた人が多かったが、避難後は、買ってきて食べる人が多いこと、また②ご飯を作る気力がわからず作らなくなったり人が多いこと、③大勢の家族で暮らしていたときは、皆のためを思つて作つていたが、一人二人の避難生活では作る気になれないという話も多いこと等の、避難生活の影響が現れ、油の摂取等が多くなり、そのことが血圧、中性脂肪のいろいろな面に影響を及ぼしているという見方も十分に可能である。また、畠仕事などをやらなくなったり、近隣との交流がなくなったこと等による運動量の減少も、体重増加、BMI等に表れているとも考えられる。」

さらに、家族の離散を余儀なくされている世帯が少なくなく、すでに触れた引用部分の他に、以下のようなデータ等も申立書で取り上げられている(申立書35頁以下、同77頁以下)。

－「(6) 家族の離散

ア 事故前の浪江町の家族形態について

浪江町は、震災前には約7,700の世帯があった(甲38)。そして、各世帯人数については、1人世帯が2,196世帯と最も多く、2人ないし4人世帯もそれぞれ1,000世帯を超えるなど、4人以下の世帯が大半を占めていたが、他方で、5人世帯は649世

帶、6人世帯は344世帯、7人世帯は181世帯、その他8人以上の世帯もあるなど、5人以上の世帯が全体の約16%を占めていた（甲38）。

また、住居については、浪江町の新設住宅着工数を全国と比較してみると、分譲住宅（分譲マンションや建売住宅として建築されたもの）の割合が極端に低く、持ち家（自ら棲む用途、一戸建て）の割合が高い（甲43）。

さらに、1住宅当たり延べ面積の全国平均が94.13平方メートル（持ち家に限っても、122.63平方メートル：甲44）であるのに対し、浪江町民の平均的な住居の平米数は、144平方メートル（平成元年から平成21年建築：甲28）と広い。

以上のデータからは、浪江町の家族のあり方として、いわゆる核家族といった形態のほか、何世代かにわたる大家族が広い一戸建てで暮らしているという形態が、重要な浪江町の家族像の一つとして浮かび上がってくる。

実際にも、いわゆる旧家（甲45）を代々継承している大家族はよく見られるところであったし、何世代にもわたる大家族が介護や子育ての面で協力し合いながら生活をしているという形態は、浪江町ではごく当たり前の光景であった（甲46、47）。

イ 原発事故による家族の離散

ところが、原発事故からの避難のため、福島県内の原発周辺住民は、世帯の分離を余儀なくされた（甲48）。

浪江町も例外ではなく、震災前は約7,700世帯であったところ、震災後である平成25年3月14日には、10,700世帯を超える数にまで増加した（甲38）。

実際の避難状況をみても、平成25年1月の時点の町民調査によれば、世帯でまとまって避難していると回答したのが42.3%であったのに対し、2カ所に分かれて避難していると答えたのが31.8%、3か所に分かれて避難していると答えたのが11.4%、4カ所に分かれて避難していると答えたのが3.5%であった（甲49）。

世帯人数の変化を見ても、世帯が分離させられた事実が浮き彫りになる。震災後の統計（甲38、下記図表参照）によれば、震災前に1人世帯であった世帯数は、震災後もほとんどが1人世帯のままである一方で、2人世帯1,862世帯のうち4割近くの678世帯が、3人世帯1,347世帯のうち半数以上の772世帯が、4人世帯1,046世帯のうちやはり半数以上の701世帯が、1人世帯を生み出している。5人世帯から11人世帯に至っては、震災後、ほぼ8割以上が1人世帯を生み出している。加えて、震災前の世帯人数が多いほど、震災後に世帯人数を維持あるいは増加させた割合が低くなっている。

これらのデータから明らかであるとおり、浪江町の家族は、震災後、2カ所以上に離散して避難し、大家族であればあるほど家族が離散させられ、その結果、1人世帯が増加するなど、家族がばらばらに生活することを余儀なくされた。小学校1年生から中学3年生までの浪江町民を対象としたアンケートにおいて、今住んでいる場所とは別に住んでいる家族がいると回答した子どもは、全体の約半数であった事実

(甲 50) は、家族離散の現実を如実に示している。」

一 「(6) 家族の離散

ア 居住環境の変化による離散

原発事故による避難後の住まいとしては、仮設住宅や借上げ住宅、公営住宅、公務員宿舎の割合が、約 8 割を占める（甲 49）。浪江町民の多くが、これまで居住していた家に比べて格段に狭い居宅での生活を余儀なくされている。世帯人数が多い家族は、一家族が一つの住居に入ることができないため、家族ばらばらでの生活を強いられている（甲 29）、仮設住宅に空きがなく、家族を近くに呼び寄せることができなかつたケースもある（甲 29）。また、住居が狭いことにより、遠方から家族が遊びに来ても泊まるスペースがなく、近くのホテル等を予約するしかなく、家族団欒の時間が十分とれないといった支障も生じている（甲 29、93）。

イ 就業条件の変化による離散

原発被害からの避難生活の中、浪江町民は、環境の変化や就業場所の喪失による就業難に悩まされた。震災発生当時、浪江町の有職者は 61.6% であったのに対し、平成 25 年 1 月現在、有職者は 38.1% にすぎない（甲 49）。また、就業先を見つけた町民であっても、その就業状況は決してよいものばかりではなく、父親が平日に別の場所に働きに出て週末のみ母子のもとに戻るいわゆる二重生活を強いられる家族も多い（甲 47、91）。父親がいない家庭では、子どもがさみしさから精神的に不安定になる場合もあり、子どもに対応する母親のストレスが増大するといった二次被害も生じている（甲 90）。

ウ 通学状況の変化による離散

浪江町に所在していた小学校、中学校、高校は、原発事故後、避難先に仮設校舎を建てるなど各地に分散してしまったため、子ども達は、同避難後に仮設校舎等になった浪江町の学校に通い続けるのか、別の場所の学校に通い始めるのかといった選択を迫られることになった。そこで、子どもが希望の学校に通学するために、家族とは別の場所に寄宿をするケースも多くみられる（甲 4）。また、県外の学校に進学させるために、子どもと父母が県外に移り、祖父母と離れ離れに暮らすといったケースもある（甲 93）。

エ 介護による離散

家族内に介護が必要な高齢者がいる場合、他の家族が被曝からの避難や就業上あるいは通学上の理由により移転を希望しても、一緒に移動することができないことがある。そのような場合、要介護者一人を残し、あるいは、介護をする者が介護者のそばに残る一方で、その他の家族が別の場所に移転し、家族がばらばらに生活せざるを得ない状態になる。

オ 生活環境の変化による精神的対立

原発事故による生活環境の変化により、浪江町民 1 人 1 人に大きなストレスがかかり、苛立ちが増大し、家族内での不和に結びつくケースもある（甲 4）。また、当面の移住先としてどこを選択するかについて、個々の就業状況や通学状況、その他の事情が異なることから、見解の対立が生じることも多い。さらに、被曝に対する考え方は個々人や世代によっても大きく異なり、将来浪江町に戻るかどうかという点をめぐって家族内で見解の相違が生じ、家族内不和につながることも多い（甲 47、91）。

こうした家族内の不和、意見の対立は、家族の構成員一人一人に大きなストレスを生じさせる。

カ 小括

以上のように、浪江町の家族の多くは、居住環境、就業や通学、介護などの理由により、ばらばらに生活することを余儀なくされ、家族一人一人に大きな負荷がかけられた。いったん家族がばらばらに離れて生活を始めると、特に当初は、道路や電車といった交通事情が悪化していたほか、交通費負担も大きなものとなるため、離散した家族同士が十分な交流の機会を得ることは困難となることが多い。他方、家族が一緒に生活していたとしても、原発事故を原因として精神的な対立が生じ、家族内不和が生じたケースも散見される。

このように、原発事故を原因として、一つ屋根の下協力し合いながら生活をしていた一つの家族が物理的にも精神的にもばらばらに引き裂かれることにより、家族離散が進むケースは後を絶たない。家族離散に直面した浪江町民の 1 人 1 人が、大きな精神的損害を被っている。」

地域コミュニティは、現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことであるが、これらが、今回の原発事故によって損なわれ、あるいは破壊されたことについて、申立書は以下のように指摘している（申立書 78 頁以下）。

－「(7) 地域コミュニティの破壊

ア はじめに

本件原発事故は、前述したような個人レベルの損害のみならず、浪江町の地域コミュニティを引き裂き、破壊した。

そもそも、人間は、観念の世界では独立自存しているが、現実の人間は一定の自然環境及び社会環境の中で、初めて生きて行くことができるものである。未来に希望がないような社会では、生きていることはできても、生きて行くことはできない。言葉を交わす人が誰もいないような環境では、空気を吸うことや食べることはできても、人間として生きて行くことはできない。人間は、自分の慣れ親しんでいる豊かな自然環境、そしてその場所にあって馴染んできた社会環境があつて、初めて希

望を持って人間らしく生きて行くことができるのである。コミュニティというのは、このような現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことである。

従来の浪江町には、行政区、消防団、防犯協会、スポーツ団体、伝統文化団体、PTA 等、様々な地域コミュニティが存在し、それぞれが浪江町の暮らしを良くしようと努力していた。町民はこれらの有形無形の地域コミュニティに属し、そのコミュニティにより見守られ、安心して充実した生活を送ることができていた。しかし、原発事故に伴う避難によって、この町のコミュニティ自体が崩壊し、見守られるべき町民は安心のよりどころを失ってしまった。このように、目に見えない充実感、安全感の喪失自体、取り返しのつかない、きわめて大きな損害である。

そして、申立人らがこれまで育み享受してきた浪江町の地域コミュニティ、すなわち、自然環境及び社会環境のすべてが破壊されたこと、人間のアイデンティティの原点である「ふるさと」が一方的に破壊されたことこそが、本件原発事故の特徴であり、かかる被害においても、申立人らの損害として考えられるべきものである。」

－「イ　自然環境の破壊による損害

(ア) 自然環境そのものの破壊

浪江町は、自然の豊かな町であった。

浪江町の西側には阿武隈山系の津島五山をはじめいくつもの山々が連なり、山菜、きのこ狩り等の、季節ごとの自然の恵みを享受しながら生活していた。

町中でも緑が豊かで、大聖寺のアカガシ樹群、大堀の歯型のクリが福島県の文化財に登録され、また、丈六公園の桜や清水寺の三沢藤などが有名であった。

町の中心部には請戸川、高瀬川が流れしており、アユ釣りや渓流釣りを楽しみ、請戸川沿いの請戸川リバーラインでは、春になると桜並木が壮観であった。

高瀬川渓谷は四季折々の姿を見せる風光明媚な場所で、観光のみならず、釣りや写真撮影にも人気があり、浪江町の子どもたちが遠足で訪れる場所でもあった。

請戸川が太平洋に注ぐ請戸漁港の南側には請戸海水浴場があり、美しい砂浜が続いている。

しかし、この豊かな自然は、本件原発事故の人工的な放射線によって丸ごと害されてしまった。現在も放射線量がいまだ低減されない場所が多く（甲 51）、50 年経っても本件原発事故以前の状態には戻らないとさえ言われている。

申立人らは、本件原発事故以前のように、山でのきのこ狩りをしたり、川沿いを散歩したり、渓谷で釣りをしたり、砂浜で海水浴をしたりと、浪江町の自然を楽しむことができなくなってしまった。

(イ) 自然環境に密着した営みの破壊

浪江町の農地面積は田 1570ha、畠 437ha、果樹園他 28ha の合計 2035ha であり、

温暖な気候の中、米を中心に野菜や果実など多くの農作物が収穫できた。また、畜産も盛んだった。

請戸漁港は、ヒラメ、カレイ、白魚等の高級魚が主体で、水揚げ数量 2104 トン、漁獲高 8 億 4958 万円、「請戸活魚」として県外にも知られていた。白魚や小女子を加工して「浜のお土産」として販売していた。

請戸川ではサケの、高瀬川ではアユやヤマメなどの放流がなされ、浪江町の子どもたちも多く参加していた。ほかにも、野菜作りや花の世話、植木いじりを仕事や趣味にし、生きがいにしていた町民は多かった。

しかし、本件原発事故によって、浪江町の豊かな自然環境に密着した営みも失われた。

ウ 社会環境の破壊による損害

社会環境は、政治、文化、社会、経済などの諸機能によって構成される。そして、本件原発事故により、浪江町の地域コミュニティのかかる機能のほぼ全ては失われた。

(ア) 政治機能の破壊

浪江町は、本件原発事故以前は、人口約 2 万 1000 人で、49 の行政区をもち、6 つの小学校、3 つの中学校、2 つの高等学校を有していた。

しかし、浪江町の町民は、本件原発事故により、全国 46 都道府県に散り散りになり、行政区もばらばらの避難生活を余儀なくされている。浪江高等学校は平成 23 年 5 月にいわき市と二本松市に 2 か所のサテライト校が再開し、その後本宮市に統合され、浪江高校津島校は二本松市に再開した。浪江小学校、浪江中学校は、平成 23 年 8 月に開校したが、戻ってきた生徒数は先に述べたとおりであり、大幅に減少している（第 2、3 (4) イ）。

また、浪江町役場は、仮の役場として二本松市に二本松事務所を置いたが、全国に散らばっている申立人らにとっては、当然、適切な行政サービスを受けられる状態にない。

(イ) 文化機能の破壊

浪江町は、本件原発事故以前は、地域ごとに多くの伝統行事を催していた。

浪江町の赤字木ほか 3 地区では、毎年 1 月に集落内の家々を回り豊作を祈る「田植え踊り」という行事が行われていた。請戸地区では、豊漁・豊作や海上の安全を願って、毎年 1 月 2 日に「請戸漁港出初め式」が行われ、また若者たちが樽神輿を担いで 2 月の海に飛び込む「請戸の安波祭」が行われていた。町内の産業振興と経済の発展の目的で始まったと言われる「十日市」も毎年 11 月に行われており、また、毎年旧暦の 1 月 8 日に行われる「裸祭り」は、目抜き通りを駆け抜けする白装束姿の若衆に町民が杓子で冷水を浴びせ、一年間の無火災を願うという風物詩となっていた。

しかし、このような地域の伝統行事も、本件原発事故により危機に瀕している。

また、浪江町には、300 年の伝統を誇り国の伝統工芸品にも指定されている大堀相馬焼と呼ばれる陶器の窯元が 23 箇所あったが、本件原発事故以降は町内の窯元はすべて閉鎖されている（現在は、二本松市の工業団地の一角に窯も設けるなどし、伝統の火を絶やさないための努力を続けている状況である。）。

(ウ) スポーツ・交流機能の破壊

浪江町は、文化およびスポーツ事業にも力を入れていた。

毎年、町民の体力増進を目的としたスポーツ行事として、少年野球、少女ソフトボール大会や、ゲートボール大会等、年間 47 事業が開催され、年齢を問わず、多くの町民が汗を流し、親睦を深めていた。また、公民館事業として、青少年学級や一般学級等、浪江公民館においては 9 事業 31 教室が、津島公民館においては 6 事業 17 教室が開催され、多くの町民が生涯学習に勤しみ、親しんでいた。町民は、これらの事業やそれに付随するコミュニティに属し活動することで、充実した生活を送っており、町民同士はこれらを通じても親交を深め、強い結びつきを有していた（甲 95）。

しかし、このような交流事業も、原発事故により大幅に規模を縮小して（スポーツ事業は 5 事業、公民館事業は 1 事業）開催せざるを得なくなり、全国に離散している町民の多くは参加することもかなわなくなった。

(エ) 社会機能の破壊

浪江町では、2 万 1000 人の町民が家族や隣近所、行政区、学校、商店街など様々なつながりの中で生活してきた。

しかし、本件原発事故により、町民同士はもとより、家族さえもばらばらにされてしまった。

一家の働き手は仕事先を求めるが、避難地域周辺で仕事が見付かるとは限らない。父親が単身で、仕事先近くで生活し、週末だけ家族のいる仮設住宅に戻るという「二重生活」を強いられている家族も多い。避難生活や仮設住宅の事情により、大家族が核家族に、核家族が単身世帯へとばらばらになったところもある。世帯数の増加が家族の離散を物語っている。

また、早く浪江町に戻りたい高齢者と、子どものために戻ることに躊躇する子育て世代との間で、将来の見通しについて意見対立が生じ、このことが家族の離散に拍車をかけている。

(オ) 経済機能の破壊

浪江町では、本件原発事故以前は、農業協同組合や漁業協同組合があり、商店や商工会や商店街があり、相互に経済的なつながりをもち、町民の仕事や生活を支えていた。

しかし、本件原発事故により、浪江町の全町民が避難し、ばらばらに生活するこ

とになったため、相互の経済的なつながりは断ち切られてしまった。

そして、これらの経済的なつながりは、ある程度の規模であるからこそ意味があったのであって、今後、町民個人がぽつりぽつりと浪江町に戻って行ったとしても容易に再開できるものでもなく、以前のように仕事や生活を支え合えるものではない。」

そして、申立書は、地域生活の復興の見通しが立たない現状を次のように指摘している（申立書41頁以下）

－「東京電力からは原発事故の収束に向けた工程表が発表されたものの、メルトダウンした原子炉の廃炉や使用済み核燃料の処理の見通しは数十年以上かかるといわれており、今年に入っても冷却停止、排水漏れ等の事故が多発しており、放射性物質の排出のリスクは完全に止まったわけではなく、完全な解決の見通しが付かない状況が続いている。除染事業も一部で行われているが、浪江町などの汚染レベルの高い地域（甲51）では、安心できるレベルまで除染の効果が上がることは極めて難しいという状態にあり、いつ帰宅できるのかと焦燥も募り、将来の行く末を悲観する状態となっている。」

－「(ウ) 現実の復興の見通し

現在の町の実体は、Googleのストリートビューで公開された通りである。人一人なく、音一つなく、住める状態でもない。

地震、津波による災害だけであれば、同じ町内に建設される仮設住宅等において、街の復興を直接目にして、希望を持ち、同じ被害にあった町民同士でともに支えあい、困難な避難生活を乗り越えていくことも可能であったであろう。しかし、未曾有の原発事故においては、二年以上が経過しても、復興の具体的な姿はいまだ見えず、とくに幼い子どもを抱えた世帯では、浪江町には帰らないという選択をした町民もいる。コミュニティの破壊は現在も速度を緩めることなく続いているのである。」

本件では、以上のように、幅広い、またこれまでの損害論の想定を超えた深刻な被害が訴えられている。

ここでは、破壊され、喪失した地域生活利益とはなんであったか、という地域コミュニティ実態論と、その破壊・喪失に対する適切・妥当な損害賠償額をどう捉えるか、という新たな損害賠償論が必要である（なお、地域コミュニティ喪失をどう損害として評価すべきかについては、とくに後で述べる。）。

オ 第5に、純粋な環境損害（生態的損害ないしエコロジカル損害）がある。

従来の損害論では、被害者個人に帰せられない損害とされ、不法行為法では直接取り上げられることのなかった（公法上の解決が求められてきた）損害のタイプであるが、近時、西欧法、たとえばフランス法では、不法行為法上の解決を要する新たな損害として議論され、裁判上も認められはじめている（この点については、たとえば、小野寺倫子「環境への侵害から生じる侵害に関するフランス司法裁判所の判例について—エリカ号事件をきっかけとして」早稲田法学会誌61巻1号、「フランス民事責任法における『純粋環境損害（préjudice écologique pur）』の概念について』藤岡先生古稀記念論文集『民法学における古典と革新』461頁以下など参照）。日本法においても、不法行為法上のテーマとして正面から議論すべき課題となっている。

申立書の記載では、この類型の損害として、あるいは住民個人個人が何らかの利益を受けてきた関わりのある環境損害として、以下のような指摘がされている（申立書79頁以下、再引用）

—「イ 自然環境の破壊による損害

(ア) 自然環境そのものの破壊

浪江町は、自然の豊かな町であった。

浪江町の西側には阿武隈山系の津島五山をはじめいくつもの山々が連なり、山菜、きのこ狩り等の、季節ごとの自然の恵みを享受しながら生活していた。

町中でも緑が豊かで、大聖寺のアカガシ樹群、大堀の歯型のクリが福島県の文化財に登録され、また、丈六公園の桜や清水寺の三沢藤などが有名であった。

町の中心部には請戸川、高瀬川が流れしており、アユ釣りや渓流釣りを楽しみ、請戸川沿いの請戸川リバーラインでは、春になると桜並木が壮観であった。

高瀬川渓谷は四季折々の姿を見せる風光明媚な場所で、観光のみならず、釣りや写真撮影にも人気があり、浪江町の子どもたちが遠足で訪れる場所でもあった。

請戸川が太平洋に注ぐ請戸漁港の南側には請戸海水浴場があり、美しい砂浜が続いている。

しかし、この豊かな自然は、本件原発事故の人工的な放射線によって丸ごと害されてしまった。現在も放射線量がいまだ低減されない場所が多く（甲51）、50年経っても本件原発事故以前の状態には戻らないとさえ言われている。

申立人らは、本件原発事故以前のように、山できのこ狩りをしたり、川沿いを散歩したり、渓谷で釣りをしたり、砂浜で海水浴をしたりと、浪江町の自然を楽しむことができなくなってしまった。

(イ) 自然環境に密着した営みの破壊

浪江町の農地面積は田1570ha、畑437ha、果樹園他28haの合計2035haであり、温暖な気候の中、米を中心に野菜や果実など多くの農作物が収穫できた。また、畜産も盛んだった。

請戸漁港は、ヒラメ、カレイ、白魚等の高級魚が主体で、水揚げ数量 2104 トン、漁獲高 8 億 4958 万円、「請戸活魚」として県外にも知られていた。白魚や小女子を加工して「浜のお土産」として販売していた。

請戸川ではサケの、高瀬川ではアユやヤマメなどの放流がなされ、浪江町の子どもたちも多く参加していた。ほかにも、野菜作りや花の世話、植木いじりを仕事や趣味にし、生きがいにしていた町民は多かった。

しかし、本件原発事故によって、浪江町の豊かな自然環境に密着した営みも失われた。」

(3) 以上、福島原発事故は、多くの新たな損害賠償法上の課題を提起している。

もっとも、そのいくつかは、従来の伝統的損害賠償論によつても、被害の実態があるがままに認識し、それに応じた賠償論を追求することによって妥当な解決を導くことは可能である。第1の放射能被ばくの恐怖・深刻な危惧感、第2の避難生活における精神的損害については、そう考えてよいように思われる。

第3の不動産被害の問題は、まさに被害者の生活再建に関わる問題であり、その原因をつくったのは不法行為による生活破壊であった。不法行為損害賠償法の目的が、不法行為がなかったならばあったであろう原状に出来る限り戻すことにある（原状回復の理念）とするならば、従来の居住生活を破壊された被害者の生活再建を可能にする不動産被害の賠償が考案されなければならないことになろう。伝統的損害論の中の財産的損害ではあるが、その評価をどうすべきかについて新たな賠償論が必要とされている。

第4の地域コミュニティの破壊・喪失の損害は、地域コミュニティが果たしてきた役割・機能を法的にどう評価すべきかの新たな課題を提起している。

第3の居住生活と第4の地域社会の破壊に関する課題については、水害訴訟判決を契機に議論されたことがあったが、水害は多くの被災者を出した例はあるが、コミュニティを破壊し、喪失させるといった事態を生じた事件はなかった。福島原発事故が引き起こした根源的な重大被害の一つである。

第5の環境損害は、環境の視点からは重大な損害であり、回復されるべき損害であるが、わが国では、個人的損害を超えた環境損害（エコロジカル損害）というアプローチは環境法学のレベルにとどまっている。もっとも、福島原発事故後に実施されている除染のなかに、個人の被害としてあらわれない地域の除染があり、そこには環境損害の回復という側面があるとの指摘もある。

次に、第1、第2、第4について、問題の所在と解決の方向を意見として述べておこう。

三 福島原発事故における、実態のあるがまま損害のいくつかと原状回復・生活再建の賠償

1 放射能被ばくの恐怖・深刻な危惧感

(1) 福島原発事故にあい避難した被害者のヒアリングから明らかになった事実は、原子炉建屋の爆発があり避難をはじめてからの数日間、政府からも東電からもなんらの情報も伝えられず（浪江町は原発トラブルに備えて、東電と通報連絡協定を結んでいたにもかかわらず、東電は SPEEDI の情報を伝えなかった。他の市町村も同様であったであろう）、高濃度汚染地域に避難し、さらに別の地域に避難したのちにそれまでの滞在場所が高濃度汚染地域であったことを知る、という、恐怖に満ちた困難な避難の繰り返しを余儀なくされた、ということである。アンケート自由記載欄には「原発事故が起き、自宅を放棄して津島地区に行き、何も知らずに被ばくして、打ちのめされた気分です」「放射能を浴びたから何年後か後にはガンで死ぬんじゃないかな」などの記載があるが（「浪江町被害実態報告書」）、ヒアリング時にも、被災住民はその際の被ばくについての恐怖感を陳述している。

この期間についての恐怖感は、それ自体で、すなわち、被ばくへの現在および将来にわたる恐怖や深刻な危惧感とは別に、賠償されるべき精神的損害と評価できるのではないかと思われる。1985年の日航ジャンボ機墜落事件において、恐怖の30分が精神的損害として賠償の対象となるかが争われたが、本件における避難途上のたとえば高濃度汚染地域に滞在していた「4日間」についての恐怖もまた、それ自体で賠償されるべき深刻な精神的苦痛を与えたと解されるのではないであろうか。

(2) また、避難途上の被曝とその後の被曝の状況によっては、あるいは高濃度汚染地域に滞在し続けることを余儀なくされた住民については、放射能による健康被害の恐怖・深刻な危惧感が生じる。アンケート自由記載欄には、「娘と主人がホールボディ検査で数値が出ているので、娘の将来がとても心配です。甲状腺も A2 判定なので何かあったら怖いです。」「スクリーニング検査を被災して受けた時も、針が振りきった程。シャワーで落ちますと言われたが、とても信じられない。」「国や東電、学者などは放射能など気にするなというが、全国共通、気にせず暮らしていても平気な人はいるわけない」「子どもが将来健康を害するのではないか」「自身の被曝量。いつ発症するのか、子どもは産めるのか」などの声があるが（「浪江町被害実態報告書」）、この場合の危惧感は、単なる精神的な心配にとどまらず、健康に重大な影響をもたらすのではない

いか、という生命身体権につながる危惧感である。

この点について、最近の裁判例、学説によれば、身体権に接続した精神的人格権としての平穏生活権侵害の問題であり、放射能被曝の状況によっては、精神的損害の賠償が認められる余地があると思われる。その一つのケースが、飯館村・長泥地区の住民である。

同地区の住民は、旧警戒区域と同程度の放射線量であったにもかかわらず、2011年4月22日に計画的避難区域に指定され、同年5月末までの避難が求められたほか、何らの注意も喚起されず、従来通りの生活を送ったことによって被曝した。これに対して、過日、センターは、2011年3月15日以降の放射線量が高かった期間、長泥地区に2日間以上滞在した者に対し、一人50万円（妊婦、子どもは100万円）の一括賠償を和解案とすることを発表した。

期間や賠償金額の当否はともかく、この種の賠償を認めることにしたのは一つの進展である。長泥地区に限定することなく、同様の（ただし、期間や金額については、さらに検討する必要がある）被曝の状況にさらされた被害者について、同様の賠償がなされるべきである。

2 避難・仮設生活における精神的損害

(1) 原子力損害賠償審査会が示した「中間指針」の損害賠償の算定方法は、交通事故を中心に作り上げられた従来の個別的損害項目の積み上げ方式によっており、避難生活を送っている被害者に対する精神的損害の賠償（月額10万円）は、交通事故損害賠償基準としての自賠責基準を基礎とし、さらにそれを減額したものである。

しかし、浪江町の1万人を超える町民が原子力損害賠償紛争解決センター（原発事故ADR）に増額（月額25万円の増額）を申し立てたように、被害者の不満はきわめて大きい。なぜ交通事故賠償方式なのか、なぜ入院している交通事故被害者よりも精神的損害が軽いのか、と。

浪江町ADR申立書が指摘するように、審査会が決定した慰謝料基準は、被害地の現状と被害の実態を把握しないままつくられた当面の「目安」ないし暫定基準であったはずなのに、その後、被害の実態に即して見直しされていない。申立書は詳細に避難被害の実態を明らかにしており、その後の「浪江町被害実態報告書」によってもさらに被害実態は明らかになっていることから、見直しは不可欠である。

もっとも、妥当な精神的損害の賠償額をどう設定するかは、そこにどのような被害を含めるかによって異なり得る。生活費増加額を含むか、家族の離散を含むか、地域コミュニティの喪失を含むか、それとも家族の離散や地域コミュニティの喪失は独立

の損害と考えるか、などによって異なり得るであろう（ちなみに、今回の被害実態調査での浪江町民へのアンケートでは、非公式的な感触であるが、今回のADRの申立額に近い数字があらわれている）。

(2) 仮に、既存の賠償方式の当てはめが現実の実務としては説得力があり、基本的にそれに依拠することが必要だとしても、現在の中間指針の額は妥当でない。

そもそも、自賠責基準は、早期迅速な被害者救済のための基準であって、本来参考にされるべきは、裁判例であろう。裁判例によれば、本件避難による被害の実態から評価して、むち打ち症で他覚症状がない場合と比較して、それよりも劣らないとすれば、最初の月は35万円をくだらないことになる（「赤い本」）。

それ以降、交通事故被害のように低減するか。原発被災による長期避難生活による精神的損害は継続し、2年を経過しても一般には軽減しない（「浪江町被害実態報告書」によれば、精神的苦痛は緩和しないとの回答が約7割となっている）。交通事故の場合、身体的傷害は時が経つにつれて快復していくのが普通であり、したがって、精神的損害も低減するのが普通と考えられるのに対して、原発被災の場合の精神的損害は、一般に低減しないのである。

仮に、個別の算定方法により、かつ、中間指針の全体的構成を維持しつつ、指針の月額10万円という精神的損害の賠償基準を修正するものとするとしても、基準の修正が必要となる。

すなわち、自賠責の入院慰謝料の賠償基準に依拠するとしても、月額12万6千円が計上されるはずであり、この精神的損害は6か月後も低減しないから、現在に至るまで月額12万6千円の賠償がされるべきである。

生活費增加分を加えるとすると、平均的にかかる増加分の実態を参考にしてそれが加えられなければならない（生活費負担の増加や家計の困難についても、今回「浪江町被害実態報告書」により分析がされている）。

さらに、「今後の生活の見通しが立たない不安が増大している」として精神的損害が増加するものとすると（中間指針は5万円を加えた）、その分が加えられる。

さらに、中間指針では、地域コミュニティの喪失による精神的損害が考慮されたかは全く不明である。実際には金銭評価に反映されてはいないとみるべきであるが、仮にこれを加えるとすると、さらに増額されることになろう。

以上みたように、精神的損害についての中間指針の見直しは、不可避だと思われる。

3 地域コミュニティ喪失による損害

(1) 地域コミュニティの喪失による損害—地域コミュニティの喪失の主体は、市町村と

住民とがあるが、ここではコミュニティの住民が被った損害を問題としている一は、個別的損害評価方式において、財産的損害と対置されて損害賠償の対象とされる精神的損害とは同じではない。

損害賠償の算定の基本原則（理念）は、不法行為がなかったならばあったであろう原状を回復することである（原状回復）と考えられるが、その場合には、地域コミュニティを回復するための費用（日本民法は金銭賠償主義をとっている）が損害と考えられよう。しかし、現実問題として、多くの被災地において原状回復が長期間不可能か困難な本件では、このような方法は困難であろう。

そこで、仮に、不法行為がなかったならばあったであろう状態から、不法行為がなされた現在の状態を差し引いたものが損害であるとする考え方（一種の差額説）をとり、その差額を金銭評価する方法をとるとすると、原発事故がなければあったであろう状態は、原発事故によって喪失したコミュニティが果たしていた法的利益とほぼ同義ということになる（本件原発事故により、従来の地域コミュニティが失われた以上の新たな不利益が生じたならば、それもまた地域コミュニティ喪失による損害である）。

地域コミュニティの喪失それ自体が損害と考える立場でも、喪失したコミュニティが果たしていた法的利益を評価することになるから、同様となる。

（2）それでは、地域コミュニティの喪失をどう損害として評価すべきであろうか。

地域コミュニティの喪失は、単なる精神的苦痛にとどまるわけではない。地域コミュニティは、次のような広範、多面的、複合的な役割・機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益であり、コミュニティ生活（地域生活）享受権とも称すべき権利である。したがって、それが失われたことによる損害は、精神的苦痛をはじめとする複合的な被害を含む無形の損害といつてもよいし（無形の損害については、法人の慰謝料に関するが、最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）、精神的損害といつてもよい。

それでは、コミュニティ生活享受権の対象となる法益には、どのようなものがあるであろうか。経済的側面、社会的側面、文化的側面、精神的側面などがあるが、生活利益の観点からまとめると、次のようなものが考えられる（2012年12月3日提訴福島原発訴訟の訴状、大島堅一・除本理史『原発事故の被害と補償』など）。

- （1）第1は、生活費代替機能である。コメ、野菜、飲料水などが自給される。財産的側面が強い。
- （2）第2は、相互扶助・共助・福祉機能である。複数世代家族内、集落共同体内で互いに面倒をみあい、福祉的役割を果たしてきた。財産的側面と精神的側面の両方が

ある。

- (3) 第3は、行政代替・補完機能である。旧村落から維持されてきた「区」を中心とした活動、清掃やまちづくりへの参加などがなされてきた。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持しており、精神的側面と財産的側面とがある。
- (4) 第4に、人格発展機能がある。安定して「存在」する生活環境、隣近所や地域の交流、学校での交流、仕事での交流、集会や祭りなどの行事などを通じて、人は人格的に発展していく。精神的側面である。この点については、すでに引用したようにコミュニティ破壊に関する準備書面がとくに詳述しているが、これは傾聴に値すると思われる。
- (5) 第5に、環境保全・維持機能がある。水田や畠の利用と維持、里山の維持と管理は、個人的利益のみならず、集団的利益、公益的利益となっている。財産的側面と精神的側面がある。

原発事故による地域コミュニティの破壊と喪失は、以上のような法益を失わせるのであり、無形の損害あるいは精神的損害の賠償の対象となる、と解される。

なお、この点については、西淀川訴訟、尼崎訴訟、川崎訴訟等で、判決後の和解において公害地域再生のために給付された解決金が地域コミュニティ損害の発想に親近性のある例として参考になるかもしれない。

四 むすび

最後に強調しておきたいのは、今回の福島原発被害は、新たなタイプの損害を引き起こし、しかも損害はなお継続している、という事実である。

本意見書の冒頭で述べたように、新たな損害のタイプをそれとは異なったタイプをモデルにして作り上げられた交通事故損害論を適用して、解決をはかろうとしても、損害の填補にはならないし、被害者を納得させることもとうていできないであろう。そうなれば、極めて多数の訴訟が起こされることになる。被害者の権利救済は長引き、司法は多くの法曹資源を動員せざるを得なくなり、社会的にはコストが著しく増大する。それでは、「原子力損害の賠償に関する法律」がめざした紛争解決制度（同法18条）の役割が果たせないことになろう。また、本件原子力事故はなお継続し、損害もなお継続し、新たな損害も生じていることも強調されるべきである。

以上のような事態を踏まえれば、本件原子力事故の発生後比較的早い時期に出された、中間指針の賠償基準は見直されるべきであり、とりわけ本意見書が対象にした精神的損害の賠償基準は、是正されてしかるべきと思われる。

以上

(意見書提出者の略歴)

立教大学名誉教授、前早稲田大学大学院法務研究科教授、パリ第12大学名誉博士、弁護士、日本学術会議20期・21期会員・現連携会員

日本環境会議前理事長・現名誉理事長、日本環境法政策学会前理事長・現顧問

1964年3月東京大学法学部卒業、同年4月同大学院法務研究科助手、1967年立教大学法学部専任講師、69同助教授、77年立教大学法学部教授、同大法学部長・法務研究科教授・研究科委員長歴任、2007年3月立教大学定年退職、同年弁護士登録、同年4月早稲田大学大学院法務研究科教授、2012年早稲田大学定年退職

(著書等)

『連帶債務の研究』、『公害賠償の理論』、『環境権の法理と裁判』、『企業の損害賠償と法律』、『スモン事件と法』、『不法行為法における権利保障と損害の評価』、『紛争と民法』、『債権総論』、『入門からの民法』、共編著『環境法』、その他共（編）著、論文多数。